

# 会 議 要 旨

1 開 会 午後 4 時 00 分

2 平成 26 年 5 月定例教育委員会会議録の承認

事前に配布されている会議録について、異議がないか確認のうえ承認。

3 委員及び教育長の報告

(委員報告)

無し

(教育長報告)

報告事項が 7 件ありますので、それぞれ担当課長から報告させます。

(1)26 報告第 9 号

**西之表市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について**

(委員長)

報告第 9 号の説明を求めます。

(総務課長)

委員会資料 1 頁から 2 頁をお願いします。

報告第 9 号は西之表市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてであります。

西之表市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条第 1 項の規定により、臨理代理した西之表市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、同条第 2 項の規定により別紙のとおり報告します。

西之表市立学校給食センターに関する重要な事項の協議や適正かつ円滑な運営を審議するため、西之表市立学校給食センター運営委員会委員を委嘱したものである。

任期は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までである。

(委員長)

ただいま報告第 9 号について説明がありましたが、皆さんから質問はありませんか。

(委 員)

無し

(委員長)

次に、報告第 10 号の説明を求めます。

(2)26 報告第 10 号

**西之表市図書館協議会委員の委託について**

(社会教育課長)

資料3頁をお願いします。

西之表市図書館協議会委員の委嘱についてであります。

西之表市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、臨時代理した西之表市図書館協議会委員の委嘱について、同条第2項の規定により次のとおり報告します。

西之表市図書館協議会委員の任期が満了となったことに伴い、上記のとおり委嘱したものである。

任期は、平成26年4月1日から平成28年3月31日までである。

(委員長)

皆さんから質問はありませんか。

(委員)

無し

(委員長)

次に、報告第11号の説明を求めます。

### **(3) 26 報告第 11 号**

#### **学校支援ボランティアの委嘱について**

(学校教育課長)

資料4ページをお願いします。

学校支援ボランティアの委嘱についてであります。

西之表市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、臨時代理した平成26年度学校支援ボランティアの委嘱について、同条第2項の規定により次のとおり報告します。

種子島中学校における部活動において、外部指導者の安心・安全なボランティア活動を推進するため、上記のとおり委嘱したものである。

任期は、平成26年5月12日から平成27年3月31日までである。

(委員長)

皆さんから質問はありませんか。

(教育長)

教育委員会が委嘱をしないとスポーツ障害保険に加入できないものであります。

また、今までは保険加入はしていなかったのですが、指導員が怪我をしたり、させたり、物を壊した場合の保険ということで市の負担で指導者の保険加入をするものであります。

(委員長)

他に質問はありませんか。

(委員)

無し

(委員長)

次に、報告第 12 号の説明を求めます。

#### (4) 26 報告第 12 号

##### 西之表市社会教育委員・公民館運営審議会委員の委嘱について

(社会教育課長)

資料 5 頁をお願いします。

西之表市社会教育委員・公民館運営審議会委員の委嘱についてであります。

西之表市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条第 1 項の規定により、臨時代理した西之表市社会教育委員・公民館運営審議会委員の委嘱について、同条第 2 項の規定により別紙のとおり報告します。

西之表市社会教育委員・公民館運営審議会委員が任期満了となったので、別紙のとおり委嘱したものである。

任期は平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までです。

(委員長)

以上のような説明であります、皆さんから質問はありませんか。

(委員)

無し

(委員長)

次に、報告第 13 号の説明を求めます。

#### (5) 26 報告第 13 号

##### 西之表市奨学生選考委員会の委嘱について

(総務課長)

資料 7 頁をお願いします。

西之表市奨学生選考委員会の委嘱についてであります。

西之表市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条の規定により、臨時代理した西之表市奨学生選考委員会の委嘱について、同条第 2 項の規定により次のとおり報告します。

西之表市奨学生選考委員会の任期が満了となったことに伴い、上記のとおり委嘱したものである。

任期は平成 26 年 5 月 28 日から平成 27 年 3 月 31 日までです。

(委員長)

皆さんから質問はありませんか。

(委員)

無し

(委員長)

次に報告第 14 号の説明を求めます。

**(6) 26 報告第 14 号**

**平成 26 年度西之表市一般会計補正予算（第 1 号）案に係る意見について**

(総務課長)

資料 8 頁から 10 頁をお願いします。

平成 26 年度西之表市一般会計補正予算（第 1 号）に係る意見についてであります。

西之表市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条の規定により、臨時代理した平成 26 年度西之表市一般会計補正予算（第 1 号）別紙のとおり市長へ意見具申をしたので、同条第 2 項の規定により報告します。

(委員長)

皆さんから質問はありませんか。

(委員)

無し

(委員長)

報告第 15 号の説明を求めます。

**(7) 26 報告第 15 号**

**平成 25 年度西之表市一般会計補正予算（第 8 号）専決処分に係る意見について**

(総務課長)

資料 11 頁から 13 頁をお願いします。

平成 25 年度西之表市一般会計補正予算（第 8 号）専決処分に係る意見についてであります。

西之表市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条の規定により、臨時代理した平成 25 年度西之表市一般会計補正予算（第 8 号）専決処分書について、別紙のとおり市長へ意見具申をしたので、同条第 2 項の規定により報告します。

(委員長)

皆さんから質問はありませんか。

(委員)

無し

## 4 議 事

### (1) 26 年議案第 3 号

#### 西之表市小規模校特認通学制度通学費補助交付要綱の一部を改正する要綱について

(学校教育課長)

資料 14 頁をお願いします。

西之表市小規模校特認通学制度通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を制定したいので、教育委員会の議決を求める。

西之表市小規模校特認通学制度通学費補助金交付要綱（平成 25 年西之表市教育委員会告示第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「4 月末日」を「10 月末日」に改め、同条第 2 項中「5 月 10 日」を「11 月 10 日」に改めるということです。

現在では、通学費の申請は 4 月当初に申請を出して認定され支給されているが、途中で変更があった場合は返還金が生じることから 4 月末日を 10 月末日に改め 11 月に支給しようとするものであります。

(委員長)

委員の皆さんから、質問、意見はありませんか。

<委員からの質問、意見なし>

(委員長)

委員からの質問、意見が無いようですので、議案第 3 号は原案どおり承認します。

### (2) 26 年議案第 4 号

#### 平成 26 年度西之表市奨学生の決定について

(総務課長)

別氏の追加 1・2 をご覧ください。

平成 26 年度西之表市奨学生について、奨学生選考委員会で別紙のとおり選考されたので、西之表市奨学資金条例第 6 条第 1 項の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

今年は、6 月 3 日に選考会を実施いたしまして 10 名の方を決定しております。

内訳は、高校生 1 名、専門学生 6 名、大学生 3 名であります。

(委員長)

奨学生の決定について、皆さんから質問はありませんか。

(委 員)

この制度は何年から始っていますか。

(総務課長)

昭和 35 年からです。

(委 員)

その当時から比べて貸付金は増えておりますか。

(総務課長)

途中々で上げては来ております。

昭和 55 年に上げて、ここ数年は同額であります。

(委員長)

他に質問、意見はありませんか。

(委員長)

無いようですので、議案第 4 号は原案どおり承認します。

## 5 委員から出された動議討論等

(委員長)

皆さんから何かありませんか。

(委 員)

無し

## 6 行事实施状況及び行事予定

### (1) 各課等の 5 月の行事实施状況について

各課等の 5 月行事实施状況について、各課長より資料に基づき説明が行われた。

(委員長)

ただいま、5 月の行事の実施状況について説明がありましたが、委員の皆さんからご質問はございませんか。

(委 員)

無し

(委員長)

ないようですので、次に 6 月、7 月の行事予定について説明を求めます。

### (2) 6 月・7 月の行事予定について

各課の 6 月、7 月行事予定について、各課長より資料に基づき説明が行われた。

(委員長)

ただいま、6 月、7 月の行事予定について説明がありましたが、委員の皆さんから質問はございませんか。

(委員)

一般質問については、まだ分かっていないのですか。

(総務課長)

まだ分かっておりません。今週末が締切だと思います。

(委員)

7月の郡体のゴルフは前日になっておりますが、どういう理由ですか。

(社会教育課長)

ゴルフだけ前日開催となっております。

また、教育委員の方も応援で各会場へ廻るようになっておりますのでよろしくお願い致します。

(委員長)

教育委員の出会いの確認について、委員長より報告がなされた。

(総務課長)

19市の教育長・総務課長会が7月10日、11日西之表市で行われます。委員の皆さんもご協力お願い致します。

(委員長)

他にはありませんか。無ければこういう計画で実施をしていくことになりますのでよろしく願いいたします。

## 7 当面する教育行政の諸課題について

(学校教育課長)

26年5月末における西之表市児童生徒の不登校の対応状況について報告がなされた。

(委員長)

皆さんから質問はありませんか。

(委員)

無し

## 8 その他

(委員長)

皆さんから何かありませんか。事務局からありませんか。

(学校教育課長)

平成26年度熊毛地区教科用図書採択協議会の内容及び今後のスケジュール等の説明がなされた。

(教育長)

喫緊の教育行政について、資料に基づき説明が行われた。

- 1 点目 西之表市の児童数の推移（立山小学校・安城小学校）
- 2 点目 土曜日授業について
- 3 点目 全国学習状況調査の公表について

(委員長)

他にありませんか。無いようですので、これで6月の定例教育委員会を終わります。

**9 閉 会**          午後5時15分